

3. 岡山大学歯学部規程

平成16年4月1日
岡大歯規程第1号

改正 平成17年10月18日規程第5号
改正 平成19年 1月13日規程第1号
改正 平成20年 2月13日規程第1号
改正 平成21年10月14日規程第3号
改正 平成22年11月 9日規程第2号
改正 平成23年11月15日規程第1号
改正 平成24年 1月17日規程第1号
改正 平成24年11月12日規程第2号
改正 平成25年 2月12日規程第3号
改正 平成27年 3月10日規程第1号
改正 平成28年 2月 9日規程第1号
改正 平成29年 2月14日規程第1号
改正 平成30年 2月14日規程第1号
改正 平成31年 2月13日規程第1号
改正 令和 2年 2月12日規程第1号
改正 令和 3年 2月 9日規程第2号
改正 令和 4年 2月15日規程第1号
改正 令和 6年 2月20日規程第1号
改正 令和 7年 2月18日規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学管理学則（平成16年岡大学則第1号。以下「管理学則」という。）及び岡山大学学則（平成16年岡大学則第2号。以下「学則」という。）の規定に基づき、岡山大学歯学部（以下「本学部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(本学部の目的)

第2条 本学部は、広く知識を授け、深く歯学の学識・技能の教授、研究を行い、高い人格を備えた応用能力豊かなる有為な人材の育成を図り、もって人類の福祉及び世界文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第3条 本学部は、本学部に係る点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行いその結果を公表する。

2 前項の自己評価については、岡山大学（以下「本学」という。）の職員以外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

3 自己評価に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育研究等の状況の公表)

第4条 本学部は、教育研究及び組織運営の状況等について、定期的に公表する。

(組織的研修)

第5条 本学部は、教員の教育内容及び教育方法の改善を図るため、組織的な研究及び研修を実施する。

(副学部長)

第6条 本学部に、副学部長を置く。

2 副学部長に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第7条 本学部に、岡山大学歯学部教授会（以下「教授会」という。）を置く。

2 教授会に関し、必要な事項は、別に定める。

(学科)

第8条 本学部に歯学科を置く。

(専門教育科目の学期)

第9条 削 除

(教育課程)

第10条 本学部の教育課程は、全学共通科目、英語科目及び専門教育科目により編成する。

2 全学共通科目及び英語科目の授業科目の区分、授業科目及び単位数については、岡山大学教育推進機構長が公示するところによるものとし、履修方法等については、別表第1のとおりとする。

3 専門教育科目の授業科目、単位数及び履修方法等については、別表第2のとおりとする。

4 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、教授会の議を経て、特別の授業科目を開設することがある。

(履修科目の届出)

第11条 学生は、各学期の定められた期日までに、その年度に履修しようとする授業科目（専門教育科目の必修科目を除く。）を学部長に届け出て承認を受けなければならない。

2 学年の中途において開講する授業科目を履修しようとするときは、別に定める期日までに学部長に届け出て承認を受けなければならない。

(履修科目の上限)

第12条 学生が1年間に履修科目として登録できる全学共通科目、英語科目及び専門教育科目の単位数の上限は、別に定める。

(授業の方法)

第13条 本学部の授業は、講義、演習、実験及び実習により行う。

2 学部長は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 学部長は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位の計算方法)

第14条 授業科目の単位の計算方法については、次の基準によるものとする。

一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

二 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。

三 実験については、45時間の授業をもって1単位とする。

四 実習については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

(成績評価基準)

第15条 各授業における授業の方法及び計画並びに成績評価基準については、講義要覧等により学年の始めに公表する。

(単位の認定及び成績の評価)

第16条 単位の認定は、前条に規定する成績評価基準に照らし、試験の成績等により授業担当教員が行う。

2 成績の評価は、学則による。

(入学前の既修得単位の認定)

第17条 学生が本学又は他の大学(外国の大学を含む。以下同じ。)若しくは短期大学(外国の短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位の認定は、当該大学の発行した成績証明書等により教授会の議を経て、学部長が行う。

(他学部における授業科目の履修)

第18条 学生が、本学の他の学部の授業科目を履修しようとするときは、学部長を経て、当該学部長に願い出て許可を受けなければならない。

2 本学部が教育上有益と認めるときは、前項の規定により履修し、修得した単位を、卒業の要件となる単位として認定することができる。

(他の大学の授業科目の履修)

第19条 本学部が教育上有益と認めるときは、本学部の学生に他の大学(外国の大学を含む。)の授業科目を当該大学との協議に基づき履修させることがある。

2 前項の履修を希望する学生は、学部長に願い出て許可を受けなければならない。

3 他の大学(外国の大学を含む。)で履修した授業科目の成績判定は、当該大学の交付する成績証明書により教授会が行う。

(試験)

第20条 試験は、別表第1及び別表第2に定める授業科目について、原則として学期末に行う。

2 所定の時間授業に出席しなかった者は、その授業科目の試験を受けることができない。

(追試験)

第21条 病気その他やむを得ない理由により、前条第1項の試験に欠席した者に対し、追試験を行うことがある。

2 追試験を受けようとする者は、医師の診断書又は理由書を添え、速やかに学部長に願い出て許可を得なければならない。

(卒業の要件)

第22条 卒業の要件は、本学部に6年以上在学し、かつ、別表第1及び別表第2に定める卒業要件単位数以上を修得しなければならない。

2 第2年次に編入学した者については、別に定める。

(学士入学、転学、編入学及び転学部)

第23条 本学部への学士入学、転学、編入学及び転学部(以下「学士入学等」という。)を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、許可することがある。

2 本学部の学生が、他の大学又は他の学部に転学又は転学部を志願する場合は、学部長に願い出て許可を受けなければならない。

(在学期間の通算等)

第24条 前条第1項の規定により学士入学等を許可された者の在学期間の通算及び既修得単位の認定は、教授会の議を経て、学部長が行う。

2 科目等履修生の履修単位数等による修業年限の通算については、別に定める。

(退学勧告)

第25条 学生の学業成績が著しく不振であると認める場合は、教授会の議を経て、退学を勧告することがある。

2 退学勧告を受け退学した者で、再入学を願い出た者に対しては、教授会の議を経て、再入学を許可することがある。

3 退学勧告の基準、取扱い等については、別に定める。

(聴講生)

第26条 本学部が開設する授業科目の聴講生として入学を志願しようとする者は、学年又は学期の始めに所定の願書を提出しなければならない。

2 聴講生の取扱いについては、別に定める。

(科目等履修生)

第27条 本学の学生以外の者で、本学部の開設する授業科目の履修を志願する者があるときは、教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可し、単位を授与することがある。

2 科目等履修生の取扱いについては、別に定める。

(特別聴講学生)

第28条 特別聴講学生を志願しようとする者は、学年又は学期の始めに所定の願書を所属する大学を経て、学部長に提出し、許可を得なければならない。

2 第19条及び第20条の規定は、特別聴講学生に対し準用する。

3 特別聴講学生の所属する大学に対し、成績証明書を交付する。

(研究生)

第29条 研究生として入学を志願しようとする者は、学年又は学期の始めに所定の願書を提出しなければならない。

2 研究生として入学を許可することができる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

一 大学を卒業した者

二 教授会において前号と同等以上の学力があると認めた者

3 研究生の在学期間は、1年以内とし、その年度を超えることはできない。

4 研究のため在学期間を越えて引き続き在学しようとする者は、在学期間延長願を提出しなければならない。

5 前項の願い出があったときは、1年ごとにその在学期間の延長を許可することがある。

(雑則)

第30条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教授会の議を経て定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成15年度以前の入学者については、岡山大学歯学部規程等を廃止する規程（平成16年岡大歯規程第1号）により廃止された岡山大学歯学部規程（平成7年岡山大学歯学部規程第1号）の例による。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成17年度以前の入学者については、改正後の岡山大学歯学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成18年度以前の入学者については、改正後の岡山大学歯学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成19年度以前の入学者については、改正後の岡山大学歯学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成21年度以前の入学者については、改正後の岡山大学歯学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前の入学者については、改正後の岡山大学歯学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前の入学者については、改正後の岡山大学歯学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前の入学者については、改正後の岡山大学歯学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前の入学者については、改正後の岡山大学歯学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日現在において、歯学部 に在籍する学生が既に修得した授業科目及び単位数の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。
- 3 平成22年度以前の入学者に係る専門教育科目の卒業要件単位数については、改正後の岡山大学歯学部規程の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 平成23年度から平成26年度の入学者については、改正後の岡山大学歯学部規程の別表第2の規定にかかわらず、従前の別表第2に、総合歯科医学1、総合歯科医学2、総合歯科医学3、周術期口腔管理演習、在宅介護歯科医療演習を加え、適用する。
- 5 平成23年度から平成26年度の入学者に係る専門教育科目の卒業要件単位数については、改正後の岡山大学歯学部規程の別表第2の規定にかかわらず、192.5単位とする。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前の入学者に係る教養教育科目については、改正後の岡山大学歯学部規程の別表第1の規定にかかわらず、改正前の別表第1の規定を適用する。
- 3 平成22年度以前の入学者に係る専門教育科目の卒業要件単位数については、改正後の岡山大学歯学部規程の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 平成23年度から平成27年度の入学者に係る専門教育科目の卒業要件単位数については、改正後の岡山大学歯学部規程の別表第2の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の入学者に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
 - 一 平成23年度の入学者 192.5単位
 - 二 平成24年度の入学者 195単位
 - 三 平成25年度の入学者 196.5単位
 - 四 平成26年度の入学者 197.5単位
 - 五 平成27年度の入学者 219.7単位
- 5 平成23年度以前の入学者に係る専門教育科目については、改正後の岡山大学歯学部規程の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 平成24年度の入学者に係る専門教育科目については、改正後の岡山大学歯学部規程の別表第2の規定にかかわらず、岡山大学歯学部規程の一部を改正する規程（平成28年2月9日規程1号）による改正前の別表第2に、「講義シリーズ2（急性期医療）」

(必修1.0単位)、「講義シリーズ3(在宅介護医療)」(必修1.0単位)、「シミュレーション実習」(必修0.5単位)を加えたものを適用する。

- 7 平成25年度の入学者に係る専門教育科目については、改正後の岡山大学歯学部規程の別表第2の規定にかかわらず、岡山大学歯学部規程の一部を改正する規程(平成28年2月9日規程第1号)による改正前の別表第2に、「歯科法医学」(必修0.5単位)、「講義シリーズ1(生活習慣病と口腔)」(必修1.0単位)、「講義シリーズ2(急性期医療)」(必修1.0単位)、「講義シリーズ3(在宅介護医療)」(必修1.0単位)、「シミュレーション実習」(必修0.5単位)を加えたものを適用する。
- 8 平成26年度及び平成27年度の入学者に係る専門教育科目については、改正後の岡山大学歯学部規程の別表第2の規定にかかわらず、岡山大学歯学部規程の一部を改正する規程(平成28年2月9日規程第1号)による改正前の別表第2に、「歯科法医学」(必修0.5単位)、「講義シリーズ1(生活習慣病と口腔)」(必修1.0単位)、「講義シリーズ2(急性期医療)」(必修1.0単位)、「講義シリーズ3(在宅介護医療)」(必修1.0単位)、「介護施設を用いたPBL演習」(必修1.0単位)、「シミュレーション実習」(必修0.5単位)を加えたものを適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前の入学者に係る教養教育科目については、改正後の岡山大学歯学部規程の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成24年度以前の入学者に係る専門教育科目の卒業要件単位数については、改正後の岡山大学歯学部規程の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 平成25年度から平成28年度の入学者に係る専門教育科目の卒業要件単位数については、岡山大学歯学部規程の一部を改正する規程(平成28年岡大歯規程第1号)附則第4項の規定及び改正後の岡山大学歯学部規程の別表第2の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の入学者に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
 - 一 平成25年度の入学者 196.9単位
 - 二 平成26年度の入学者 197.9単位
 - 三 平成27年度の入学者 220.1単位
 - 四 平成28年度の入学者 173.1単位
- 5 平成24年度以前の入学者に係る専門教育科目については、改正後の岡山大学歯学部規程の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 平成25年度から平成28年度の入学者に係る専門教育科目については、改正後の岡山大学歯学部規程の別表第2の規定にかかわらず、当該者に係る従前の規定に、専門科目として「死生学、認知症」(必修0.4単位)を加えたものを適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前の入学者については、改正後の岡山大学歯学部規程の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前の入学者に係る教養教育科目については、改正後の岡山大学歯学部規程の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成28年度以前の入学者に係る専門教育科目については、改正後の岡山大学歯学部規程の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 平成29年度から平成30年度の入学者に係る専門教育科目については、区分「自由参加型演習」該当専門教育科目に限り、改正後の岡山大学歯学部規程の別表第2の規定を適用する。その他の専門教育科目については、改正後の岡山大学歯学部規程の別表第

2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度以前の入学者については、改正後の岡山大学歯学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度以前の入学者については、改正後の岡山大学歯学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前の入学者については、改正後の岡山大学歯学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度以前の入学者については、改正後の岡山大学歯学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度以前の入学者については、改正後の岡山大学歯学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1(第10条第2項関係)(全学共通科目及び英語科目の履修方法等)

科目区分	授業科目	履修方法等			卒業要件単位
		必修単位	選択必修単位	履修要件	
全学共通科目	課題探究	知の探研	3		11
	情報・数理データサイエンス	情報教育科目	情報処理入門1(情報機器の操作を含む)	1	
			その他「情報教育科目」		
		数理・データサイエンス科目	数理・データサイエンスの基礎	1	
			その他「数理データサイエンス科目」		
	健康・スポーツ科学	健康・スポーツ科学科目			
		スポーツ演習科目			
	市民性と異文化理解	実践知科目			
		芸術知科目			
		市民性教育科目			
		言語文化科目		2	
英語科目	必修英語	コミュニケーション英語(S&L)		2	9
		コミュニケーション英語(R&W)		2	
		アカデミック英語(プレゼンテーション)		2	
		アカデミック英語(ライティング)		2	
	選択英語	高年次英語		1	
		SPAcE英語			
		キャリアパス英語			

別表第2(第10条3項関係)(専門教育科目の単位数及び履修方法等)

区分			授業科目	単位数	必修 選択 の別	備考		
専門 教育 科目	全学交流科目	社会系交流科目		4.00	選必	歯学部開講科目以外		
		生命系交流科目						
		自然系交流科目						
	専門 基礎 科目	学部ガイダンス		歯科医療演習	0.90	必修		
		自然科学から歯学を知る	生物学から見た歯学	細胞学	0.50	必修		
			物理・化学から見た歯学	生体材料学1	1.00	必修		
				生体材料学2	1.00	必修		
	専門 科目	歯科医療情報科学		医療情報処理入門	1.00	必修		
		歯学の研究と医療を知る	医療と研究の原点	早期見学実習	3.00	必修		
			歯学の探求	歯科・歯学探求	0.50	必修		
			歯学の研究	アーリーエクスポージャー	1.00	選択	卒業要件外	
		人体の構造と機能	細胞・組織の構成	人体発生学入門	1.00	必修		
				組織学Ⅰ	1.00	必修		
				組織学Ⅱ	1.00	必修		
				生体分子の構造・機能と代謝	1.50	必修		
			器官系の構造	神経学概論	1.50	必修		
				脈管の構造	1.00	必修		
				組織学Ⅲ	0.50	必修		
				内臓学	0.50	必修		
				運動器の構造	1.50	必修		
				生体調節の機構	動物的機能の生理学	1.50	必修	
					植物的機能の生理学	1.50	必修	
			分子生物学・情報伝達生化学		1.50	必修		
			顎顔面の構造と機能	歯・顎・顔面の構成	歯の解剖学	1.50	必修	
					口腔組織学	1.00	必修	
		分子歯化学			1.00	必修		
		口腔生化・分子歯科学演習			1.00	必修		
		咬合・咀嚼系とその成長・老化		口腔生理学	2.00	必修		
				機能的咬合系の成り立ちと顎関節症	0.50	必修		
加齢が口腔機能に及ぼす影響(高齢者歯科)				0.50	必修			
発病と生体の防御機構		病因と病態	人体病理学	1.50	必修			
			口腔病理学	1.50	必修			
			口腔病理学実習	1.00	必修			
	感染症と免疫	微生物学各論1	0.50	必修				
		微生物学総論	1.00	必修				
		微生物学各論2	0.50	必修				

区分				授業科目	単 位 数	必修 選択 の別	備考
				免疫学	1.00	必修	
				口腔感染防御論	1.00	必修	
				歯科疾患の病因論	0.50	必修	
			病因・病態と薬物の作用	薬理学総論	1.00	必修	
				薬理学各論	1.50	必修	
				歯科薬理学各論	1.50	必修	
				歯科局所麻酔ならびに疼痛と不安の制御	0.50	必修	
			生体反応と生体材料	齶蝕学と接着性材料臨床応用学	1.00	必修	
				象牙質歯髄複合体診断・治療学	0.50	必修	
				金属材料臨床応用学	1.00	必修	
		発病の原因と予防方法	社会環境と健康	疫学理論	1.00	必修	
				人間生態学	0.50	必修	
				公衆衛生学	1.00	必修	
				保健統計学	0.50	必修	
			口腔保健と機能の増進	小児齶蝕の予防と治療	0.50	必修	
				社会歯科学・歯科医療法制度学	1.00	必修	
				口腔衛生学	1.00	必修	
		口腔病変の診断と治療方針	隣接医学 (医学全般を知る)	隣接医学1	2.50	必修	
				隣接医学2	2.00	必修	
			診察と治療計画	高齢者や有病者の口腔機能とその対応	0.50	必修	
				口腔疾患の診断・検査	0.50	必修	
				顎・顔面・咬合異常の診査と診断	1.00	必修	
				口腔内科学	1.00	必修	
				インプラントと顎骨再建	0.50	必修	
				先天異常・症候群の科学と治療学	0.75	必修	
				歯・顎口腔領域の発育異常	1.00	必修	
				歯科麻酔学総論	0.50	必修	
				歯科全身管理学	1.00	必修	
			口腔と全身の臨床検査	咬合・有床義歯補綴学総論	0.50	必修	
				放射線の発生と撮影機器	0.50	必修	
				口腔顎顔面領域の画像検査	1.00	必修	
				歯と口腔疾患の画像診断学	1.00	必修	
				口腔顎顔面領域の臨床画像診断学	1.00	必修	
		口腔病変の治療と機能の再建	歯の疾患と機能回復	歯髓病態診断・治療学	0.50	必修	
				臨床予防歯科学・保健指導	0.50	必修	
				歯周病態診断・治療学	1.00	必修	

区分		授業科目	単 位 数	必修 選択 の別	備考		
		咬合・顎関節の疾患と機能回復	顎・顔面・咬合異常の治療学	1.00	必修		
			矯正歯科治療の応用	1.00	必修		
			顎関節疾患とその治療	0.50	必修		
		顎顔面領域の疾患と機能回復	炎症の科学と治療学	0.75	必修		
			損傷の科学と治療学	0.50	必修		
			唾液腺疾患	0.50	必修		
			顎骨内の嚢胞性疾患	0.25	必修		
			軟組織の嚢胞性疾患	0.25	必修		
			口腔粘膜疾患	0.50	必修		
			口腔腫瘍学・口腔領域の神経疾患	1.00	必修		
			手術学総論・各論	1.00	必修		
			抜歯学	0.50	必修		
			放射線生物学と口腔顎顔面領域の放射線治療学	0.50	必修		
			小児・障害者・有病者の治療と患者管理	小児と障害児の歯科治療	0.50	必修	
				小児の成長発育と歯科疾患	0.50	必修	
		有病者の歯科治療・血液疾患		0.50	必修		
		高齢者・全身疾患有病者・在宅患者の歯科診療		0.50	必修		
		歯の欠損と咬合機能の回復	クラウンによる咬合再建学	0.50	必修		
			ブリッジによる咬合再建学	0.50	必修		
			部分無歯顎の咬合再建学	0.50	必修		
			欠損歯列の診査（無歯顎の診査と顎顔面補綴）	0.50	必修		
			咬合再建における形態と顎機能（咬合・咀嚼・発音と全身の健康機能）	0.50	必修		
		無歯顎者、高齢者の機能回復学とインプラント	歯科医用工学	1.00	必修		
			高齢者の再建咬合の科学	0.50	必修		
			インプラントによる咬合再建学	0.50	必修		
			ブリッジによる咬合再建手技実習	0.75	必修		
		顎顔面と身体機能の実際	顎顔面機能の解析法	口腔生化・分子歯科学実習	1.00	必修	
				口腔生理学実習	0.75	必修	
				薬理学実習	1.00	必修	
				頭頸部応用解剖学	0.80	必修	
				系統解剖学実習	3.00	必修	
			身体機能の解析法	組織学Ⅰ実習	0.50	必修	
				組織学Ⅱ実習	0.50	必修	
				口腔組織学実習	0.50	必修	
				組織学Ⅲ実習	0.50	必修	
				微生物学・口腔微生物学演習	1.80	必修	

区分		授業科目	単位数	必修 選択 の別	備考	
	口腔保健と診断・ 診療の技術の実際	顎顔面領域の病変と 診断法	口腔保健学実習	0.75	必修	
			病態エックス線像実習	0.75	必修	
			病理学総論実習	1.00	必修	
			臨床病理学実習	0.50	必修	
		歯・歯周の病変と診断 法	歯周病態および歯髄病態 診断・治療学実習	0.75	必修	
		歯列発育と歯列不正 の医療技術	成長期の歯冠修復学実習	0.75	必修	
			歯の移動の臨床手技実習	0.75	必修	
		歯・咬合機能の回復と 修復技術	歯科医用工学演習1	0.50	必修	
			歯科医用工学演習2	0.50	必修	
			保存修復学実習	2.25	必修	
			象牙質歯髄複合体診断・治療学実習	0.25	必修	
		顎・咬合機能の回復と 再建技術	固定性補綴装置による咬合再建手技実習	0.75	必修	
			デジタル技術と口腔インプラントによる咬合再建手技実習	1.00	必修	
			無歯顎咬合再建の機能形態学実習	0.75	必修	
			無歯顎の咬合再建学実習	0.75	必修	
			高齢者口腔の修復形態学実習	0.75	必修	
			義歯維持装置の科学実習	0.75	必修	
			部分無歯顎の咬合と顎機能実習	0.75	必修	
	病院診療の実際	臨床実習前総合科目	障害者歯科学	1.00	必修	
			摂食・嚥下リハビリテーション	0.50	必修	
			総合歯科医療の基本と医療倫理	0.50	必修	
			医療安全と感染対策	0.50	必修	
			多職種連携とチーム医療	0.50	必修	
			栄養管理と口腔	1.00	必修	
			臨床技能実習	3.50	必修	
		臨床実習	診療参加型臨床実習	34.00	必修	
		総合科目 自己を磨く	問題発見解決演習	チュートリアル	1.00	必修
	医療コミュニケーション学演習			0.80	必修	
	EBMとプロフェッショナリズムへの覚醒			0.80	必修	
	自己表現力演習			0.50	必修	
	多職種連携とチームワーク			1.00	必修	
	歯学のまとめ		総合歯学演習	1.90	必修	
	歯学の復習		歯学コア演習1	0.50	必修	
			歯学コア演習2	0.50	必修	
	健康長寿社会実現へ の取り組み		講義シリーズ1（生活習慣病と口腔）	1.00	必修	
			講義シリーズ2（急性期医療）	1.00	必修	
		講義シリーズ3（在宅介護医療）	1.00	必修		

区分				授業科目	単位 数	必修 選択 の別	備考	
				高度医療支援・周術期口腔機能管理実習	0.50	必修		
				在宅介護歯科医療実習	0.50	必修		
				介護施設を用いたPBL演習	1.00	必修		
				死生学・認知症	0.40	必修		
			災害時の歯科医療	歯科法医学	1.00	必修		
	特別科目 歯学を深める		医療法と社会福祉	医療法学・社会福祉学	0.50	必修		
			歯科医療の実践	実践歯科医療学	0.50	必修		
	英語で学ぶ専門科目				自由研究演習(研究室配属)	1.00～3.00	選必	左記2科目から計3 単位を修得すること
					歯学国際交流演習(ODAPUS)	1.00～3.00	選必	
					歯学国際交流演習2(ODAPUS 2)	2.00	選択	
					歯学国際交流演習3(ODAPUS 3)	1.00	選択	
					歯学国際交流演習(ODAPUS for foreign students)	3.00	選択	特別聴講学生用科目
					歯学国際交流演習2(ODAPUS for foreign students 2)	2.00	選択	特別聴講学生用科目
					歯学国際交流演習3(ODAPUS for foreign students 3)	1.00	選択	特別聴講学生用科目
専門教育科目 卒業要件単位数 170.65単位								

※全学交流科目を除く必修科目及び選択必修科目を主要授業科目とする。